IoT関連技術に関する特許分類の新設と 審査体制の整備

山口 祐一郎 審査第四部 電子デバイス 審査官 大野 明良 審査第一部調整課 企画調査班 調査係長

抄録

IoT関連の技術革新が近年注目を集める中、特許庁は、IoT関連技術を網羅的に抽出し、技術 動向の把握を容易にするための特許分類を新設し、運用を開始しました。また、IoT関連発明 について一層適切な特許審査を行うために、審査体制の整備が行われました。本稿では、新設 . した特許分類の概要とその狙い、及び、新たな審査体制の特徴を紹介します。

1. はじめに

センサデバイスの小型化や情報通信技術の進化等 に伴い、パソコンや通信端末のみならず、自動車、 家庭用電化製品、工業機械等の様々な「モノ」をネッ トワークと接続することで、機器間の連携、ビッグ データの収集・解析、作業効率の最適化等、様々な 効果を生み出す「モノのインターネット(Internet of Things)」と呼ばれる技術革新が近年進んでいま す。一説では、インターネットに接続されるモノの 数は、2017年に84億台に達し、2020年には、 200億台を超えると予測されています10。

IoTを活用したビジネスについても今後増加して いくことが見込まれるため、特許庁においても、そ れらを支える知的財産権システムを適切に整備して いくことが求められています。前号では、この取組 の一環として、IoT関連技術等に関する事例の充実 化が紹介されましたが、本号では引き続き、特許分 類の新設と、審査体制の整備のふたつの取組につい て、詳細を説明いたします。

2. IoT関連技術に関する特許分類の新設

2.1 広域ファセット分類記号 [ZIT] の新設

IPC (国際特許分類)、及びIPCを細分化している FIやCPCにおいて、技術分野はまず、「生活必需 品」、「物理学」、「電気」といった8つのセクションに 大別され、さらにそれぞれのセクション内にてクラ ス、サブクラスと順に展開されています。したがっ て、技術の盛衰により分類体系の改正が必要となる 場合は通常、「楽器;音響(G10)」、「無線通信技術 (H04W) | 等、当該技術を扱う特定のクラス、サブ クラス、あるいはメイングループの中で改正を行う こととなります。

ところが、IoT関連技術については、情報通信技 術として新規なものではなく、従来から存在してい た「モノ」を、ネットワークと接続することで新た な効果を生み出すという複合技術であることが多 く、その応用分野は農業(A01)、運搬(B65)、発 電機(HO2K)等多岐にわたることとなります。し たがって、従来は、「IoT関連技術」という観点から 様々な分野に散らばる技術をまとめて抽出すること は困難でした。

そこで、特許庁は平成28年11月に全技術分野を 適用範囲とする広域ファセット分類記号「ZIT」を新 設し、IoT関連技術を包括的に抽出することを可能 としました2)。

広域ファセット分類記号ZITは、出願された発明 が、"「モノ」がネットワークと接続されることで得られ る情報を活用し、新たな価値・サービスを創造する技 術"に該当する場合に付与されることとなります。こ こで、「新たな価値・サービスを創造する」とは、得ら

¹⁾ 米 Gartner 社の調査結果 http://www.gartner.com/newsroom/id/3598917

²⁾ IoT 関連技術に関する横断的分類の新設 http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/iot_sinsetu.htm

れる情報を活用して新たな情報を生成し、生成され た新たな情報を提供すること、または生成された新 たな情報を活用して動作することをいいます。

ZITの付与の要否の判断は、主に平成28年11月 以降に審査官によって特許査定された案件、及び新 たに出願された案件に対して行われており、特許情 報プラットフォーム (J-PlatPat) の特許・実用新案 分類検索を用いて、平成29年7月末現在で725件 のIoT関連案件が確認できるようになっておりま す。ただし、平成28年11月以降に新たに出願され た案件の多くはまだ公開特許公報が発行されておら ず、この数字には含まれておりません。これらの案 件が特許情報プラットフォーム上で確認できるよう になるのは、公開特許公報の発行後になります。

2.2 「ZIT」 の用途別の細分化

ZITの運用開始以降、付与案件の分析や外部ユー ザーへのヒアリングを通じて分類の有用性について 検討を行った結果、平成29年4月に、ZITを12の 用途別に細分化いたしました。新設された12の項 目(表1参照。)についても適用範囲は全技術分野 であり、上述のZITの付与基準を満たした場合に、 発明の用途に応じて細分化項目の付与を検討する、 という形で運用されています。

なお、12の項目のいずれにも該当しない特殊な 用途が想定されたIoT関連技術や、用途を限定しな いIoT向けのセンサネットワークに関する汎用技術 等においては、細分化項目ではなく、「ZIT」が付与 されます。また、複数の用途に該当するような技術 の場合には、2以上の細分化項目が付与される場合 もあります。

2017年7月末時点での、それぞれの細分化項目 の付与件数の分布は図1のとおりです。「ヘルスケ ア用」、「運輸用」、「アミューズメント用;スポーツ 用;ゲーム用!の技術が多く、これらで約半分を占 めております。

| ZIT | Internet of Things [IoT] |
|-----|--------------------------------------|
| ZJA | ・農業用;漁業用;鉱業用 |
| ZJC | •製造業用 |
| ZJE | ・電気、ガスまたは水道供給用 |
| ZJG | ・ホームアンドビルディング用;家電用 |
| ZJI | •建設業用 |
| ZJK | •金融用 |
| ZJM | ・サービス業用 |
| ZJP | ・ヘルスケア用、例、病院、医療または診断;社会福祉事業用 |
| ZJR | ・ロジスティックス用、例、倉庫、積み荷、配達または輸送 |
| ZJT | •運輸用 |
| ZJV | •情報通信業用 |
| ZJX | ・アミューズメント用;スポーツ用;ゲーム用 |

表1 用途別に細分化された広域ファセット分類

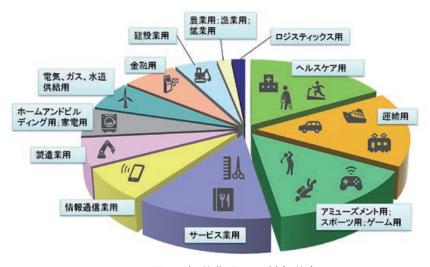


図1 細分化項目の付与分布

2.3 特許分類の新設の狙い

特許分類は審査官にとっては先行文献調査を行う ためのツールのひとつですが、一方で、出願人、代 理人にとっても、技術動向や他者の権利の確認、出 願前調査を効率的に行うための重要なツールです。 今回新設された特許分類はもちろん審査官による先 行文献調査にも役立てられますが、それ以上に、FI やFタームを用いたサーチに精通していない技術者 や研究者によって、IoT関連技術の収集・分析ツー ルとして利用されることが期待されます。複雑な検 索式や専門用語を用いることなく簡易にIoT関連技 術を抽出できるようになることで、革新の進むIoT 分野において、関連技術の研究開発の効率化、出願 前調査による特許取得の予見性の向上などをもっ て、産業の発達に寄与することが、この特許分類の 新設の狙いのひとつとなっております。

3. IoT関連発明に対応した審査体制の整備

3.1 分野横断的なIoT関連発明と審査

上記2.1で述べたように、IoT関連技術が適用さ れる技術分野は、農業(AO1)、運搬(B65)、発電 機(H02K)等多岐にわたります。そして、ある技 術分野に適用されたIoT関連技術が、同様に別の技 術分野に適用されることも珍しくなく、同一又は似 たようなIoT関連技術を用いた発明が様々な技術分 野で出願されることとなります。

特許の審査においては、先行技術文献調査と特許 性の判断が重要です。上述のように、IoT関連技術 を用いた発明が様々な技術分野で出願されることか

ら、その特性に応じた対策が必要となります。IoT 関連技術に対する先行技術文献調査については、上 記2.に記載した、分野横断的な特許分類の新設に より対策を講じました。そして、次に対策が必要と なるのは、分野横断的なIoT関連技術に対する、特 許性の判断の均質化です。従来から、同一課室(同 一技術分野)内や関連する技術分野同士においては、 審査官の協議等により特許性の判断の均質化を高め るよう進めてきました。しかしながら、分野横断的 なIoT関連技術に関しては、多数の技術分野に跨が ることから、従来の課室内だけでの対応では不十分 と考えられます。各技術分野において特許性の判断 に差異が出ないよう、特許庁全体で取り組むことが 重要になります。そして、そのための体制を、IoT 関連発明に特化して備える必要がありました。

3.2 IoT審査チームの発足

このような状況に対応し、IoT関連発明について 一層適切な審査を行うことを目的として、平成29 年4月19日に公表された「第四次産業革命を視野 に入れた知財システムの在り方について」等も踏ま え、特許庁はIoT審査チームを発足させることによ り、審査体制を整備することとしました。

IoT審査チームは、IoT委員会の委員とIoT担当官 から構成されています。その役割は、最新のIoT関 連技術や審査事例についての知見を逐次蓄積・共有 することにあります。IoT審査チーム内で当該知見 を逐次蓄積・共有することにより、IoT審査チーム として常に最先端の知見を維持しつつ、各IoT担当 官の知見を均質なものとすることが出来ます。

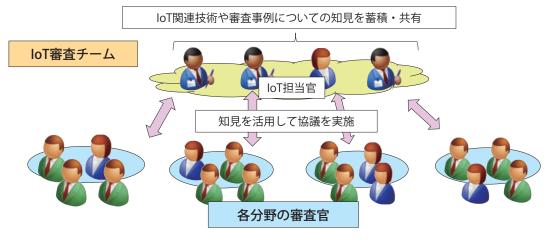


図2 IoT審査チームのイメージ

IoT委員会は、特許庁内部に設置された、特許庁 の管理職員等からなる委員会です。当該委員会は、 IoT関連発明に関する審査の判断を統一することを 目的として、審査事例の収集及び特許審査施策の検 討等を行います。前号で紹介されたIoT関連技術等 に関する事例の充実化においては、当IoT委員会も 携わっています。

そして、IoT担当官には、IoT関連発明に精通し た審査官40名が任命されています。IoT審査チー ムで逐次蓄積・共有された最先端のIoT関連技術や 審査事例についての知見を備えたIoT担当官は、 IoT関連発明を審査する各分野の審査官と協議を実 施します。これにより、各分野の審査官は、IoT担 当官の知見を活用した均質で質の高い審査を実現す ることが出来ます。また、IoT担当官は協議を通じ て、上記IoT関連技術等に関する事例に沿った審査 が行われているか、上記2.で述べたIoT関連技術に 関する特許分類が適切に付与されているかについて も確認します。

このように、IoT審査チームにおいて、最新の IoT関連技術や審査事例についての知見を共有し、 この知見を審査実務に活用できるようにすること で、質の高い特許権設定に向けた均質な特許審査を 担保する体制としました。

4. おわりに

研究開発及びビジネスへの適用が急速に進み、分 野横断的に利用されるIoT関連技術において、日本 企業がイノベーションの促進に必要な「強く・広 く・役に立つ特許権 | を着実に取得できるようにす るためには、適切な先行技術文献調査及び適切な特 許性の判断が不可欠です。そのため、IoT関連技術 に関する特許分類の新設及び細分化、並びにIoT審 査チームの発足に取り組みました。

今後も、IoT関連技術のみならず、新たな技術が

台頭してくることもあり得ます。それら技術に応じ て、適切な先行技術文献調査を行える環境及び適切 な審査体制をそれぞれ構築することが、産業の発展 に寄与する上で重要であると考えております。

最後になりましたが、IoT関連技術に関する特許 分類の新設及び細分化、並びにIoT審査チームの発 足において、御検討及び御意見をくださった全ての 関係者の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げ ます。

(本稿における見解は筆者個人のものであり、筆者 が所属する組織のものではありません。)

Profile

山口 祐一郎 (やまぐち ゆういちろう)

平成23年4月 特許庁入庁(特許審査第四部映像システム) 平成26年4月 審査官昇任(審査第四部映像システム)

平成28年7月 審查第一部 調整課 特許分類企画班 分類企画

係長

平成29年7月から現職

Profile

大野 明良(おおの あきよし)

平成24年4月 特許庁入庁(特許審査第二部搬送組立) 平成27年4月 審查官昇任(審查第二部搬送組立) 平成29年1月から現職